



INSTITUTO CERVANTES (以下「インスティトゥト・セルバンテス」という)は外国語としてのスペイン語認定証(以下「DELE」という)の学術管理、試験管理、財務、及び運営等の一切の事務を統括し、スペイン王国教育・職業訓練・スポーツ大臣の名のもとに、下記条件においてDELEの認定証書を公的機関であるインスティトゥト・セルバンテスの会長が発行するものである。

**1.試験一般:**試験日、申込期間などDELE試験に関する詳細は、試験公式ポータルサイト (<https://examenes.cervantes.es/dele/>)にて掲載をする。

DELE試験の申込時に入金された受験料には、選択された試験レベルを、指定の試験日・試験会場での受験、及びその合格証書の発行に関する権利を含む。

いかなる場合にも、申込期間を過ぎた試験の申込は認めない。

受験者が該当のDELE試験に合格しなかった場合、或いは当該試験開催日に受験をしなかった場合は、いかなる理由によっても当該月試験に対する権利を失う。

**2.受験資格:** DELE試験は年齢制限なく全ての識字教育を受けた者を対象とする。

インスティトゥト・セルバンテスは、指定の受験料を支払った全ての受験者の申込を受け付ける。

試験申込には受験者の必要な個人情報の提供のみならず、受験者個人のメールアドレスの提供が必要である。当該メールアドレスの提出は受験者の義務であって、登録されたメールアドレスが正常に機能し、送受信できる状態に維持することは受験者の責務とする。インスティトゥト・セルバンテスまたは試験会場の定めに従って、登録されたメールアドレスは、インスティトゥト・セルバンテスに関する事項やDELE試験に関する連絡、試験結果の確認及び合格認定証書の印刷のために利用される。

受験料の支払をもって、受験者はDELE試験について、本書に明記された一切の取引条件を受諾するとともに、試験・合格認定証書取得の管理上・財務上の一切の条件を遵守することを宣誓する。また、上記条件の履行と本人確認のために、受験者は受験時に申込確認書と受験票、パスポート等の写真付の公的な身分証明書または同等の証明書類等を持参することに合意するものとする。

未成年、または制限行為能力者の受験者の申込みは、両親、保護者、後見人が試験申込みを行い、受験者ごとに個別のメールアドレスを設定しなければならない。

**3.申込の方法:** 試験申込はインスティトゥト・セルバンテスが設定する申込方法にて、申込み期間内に行うものとする。

オンライン申込の場合は、受験者はオンライン登録システムの申込方法の指示に従うものとし、特に申込確認書(resguardo)に明記された受験要領及び申込条件を確認しなければならない。この場合、受験者は電子取引システムのプロセスにおいて規定された支払方法にしたがって受験料を支払うべきものとする。

所定の提出先(試験運営センター等)に出頭して申込を正式に行うために、受験者は以下の書類を提出しなければならない。

-必要事項を記載した試験申込用紙。

-パスポートなどの写真つき公的身分証明書または同等の証明書類等のコピー及び原本。

-身分証明書には姓名、国籍、出生地、生年月日が記載されてあるもの。受験者が提出する受験申込書の個人情報とは身分証明書の記載内容と同一でなければならない。

-受験料の支払いを証明するもの。

受験料の支払いは所定の試験運営センター側が決定した方法に従って行われる。(「DELE申込」を必ず表記するとともに試験月、受験レベルも表記すること)またはオンライン申込の場合には、インスティトゥト・セルバンテスの規定したオンライン申込方法に従って行うものとする。

**4.受験者の個人情報:** 受験者は自己の個人情報(特に身元を特定する情報である姓名、身分証明書番号、生年月日、出生地など)の記載内容が正しく記載され、選択したDELE試験の内容(指定の試験会場、試験月、レベル等)を正しく選択しているか再度確認をしてから申込手続を完成させる義務を有する。受験者の記載ミスによる入力情報の誤りは認定証明証書に反映され得るため、受験者への管理業務上の不利益を伴うのみならず、このような入力情報の誤りによる証書再発行の手数料は受験者が負うものとする。また、再発行手数料は先払いとする。

受験者の申込用紙に記載される個人情報は、受験時に持参される公的写真付身分証明書と同一の記載内容でなくてはならない。受験者の身元が正しく証明され、申込確認書と身分証明書の内容が合致する場合にのみ受験を認めるものとする。

受験者は、DELEに関する連絡に影響し得るような個人情報の変更が生じた場合は、速やかに試験運営センターに通知する義務を負うものとする。

個人情報の変更、問題が発生した場合は<https://cau.cervantes.es>へ速やかに連絡しなければならない。

受験者が行った申込における誤記入、及び個人情報の未更新によって受験者が被る損害等に関しては、インスティトゥト・セルバンテスは責任を負わないものとする。

**5.特別措置が必要な受験者:** インスティトゥト・セルバンテスは、個人的な状況等により特別な措置が必要な受験者(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、特定の学習困難や、宗教施設・病院施設・刑務所施設より外出できない者等、通常の規則に従って受験できない受験者)に対して特別措置を講じて試験を運営することができる。

インスティトゥト・セルバンテスの規定に則った特別措置が必要な受験者は、インスティトゥト・セルバンテスの試験ポータルサイトの該当箇所に記載された指示に従って、筆記試験の2週間前までに試験運営センターに対して速やかに事前通知し、インスティトゥト・セルバンテスの試験ポータルサイトの指示に従って当該必要性を証明してください。

前項の通知期間内に事前通知を行わなかった場合、または指定の通知の方法に従って事前通知がなされなかった場合には、受験者は本条記載の特別措置を講じたDELE試験の受験を申請する権利を失うものとする。

事前申請がなされたにも関わらず、特別措置の受験が却下された場合、受験者は却下連絡より72時間以内であれば、受験申込のキャンセル及び受験料の返金を申請することができる。

特別措置が講じられたDELE試験の提供の詳細については、インスティトゥト・セルバンテスの試験ポータルサイトより確認することができる。

**6.返金 ( 契約解除 ) :** 受験者は法令の定めに従って返金 ( 契約解除 ) を求める権利を有する。当該返金 ( 契約解除 ) の権利を行使するためには受験者は申請しなければならず、当該返金 ( 契約解除 ) の申請は受験者の全データ ( 申込の際に提示した受験者の全ての個人情報及び受験番号等 ) を記載の上で書面にて申請すべきものとする。当該申請は受験料の支払の時から14日以内に行わなければならない。<https://examen.es/cervantes>より申込をした受験者は<https://cau.cervantes.es>の返金フォームを利用して申請を行うことができる。他の方法で申込を行った受験者の場合は、各自が申込を行った各試験運営センターにてこれを申請すべきものとする。

受験者側から契約解除の意思の連絡を受けとり次第、インスティトゥト・セルバンテスは遅滞なく当該意思表示の受領通知を連絡すべきものとする。

契約解除の場合、受験者から支払われた受験料は、不当な遅滞なく全額が返金されるべきものとする。いかなる場合も、インスティトゥト・セルバンテスに対して契約解除の意思表示をしてから14日以内にこれを行われるものとする。返金は受験者が支払いを行った同一の方法でこれを返金すべきものとする。

受験者は試験の申込、支払い後14日経過した時点で受験料の返金を申請する権利を失う。

但し、受験料を納付して申込されたDELE試験が未だ開催されていない場合であって、過去の同じDELE試験について受験者が予め試験結果の見直しを異議申し立てた結果として以前の当該DELE試験で合格となった場合は、受験者は受験料の全額の返金を求める権利を有する。この場合、受験者は自らの異議申立を認める裁決通知を受けた日から1ヶ月以内に書面にて返金の申請を行わなければならない。当該申請期間が経過した後は受験者は返金の権利を失うものとする。

上記の要件を満たしていない、または所定の期限外に提出された返金の申請は却下されるものとする。

**7.申込の無効:** 以下のに挙げる理由により試験が廃止された場合、受験者は事前申請により受験料の全額の返金請求、または申し込み期間内に限り次の試験月への受験変更ができるものとする。

•試験会場の責任により試験が実施できない場合。

•不可抗力、天災等により試験の実施が中止された場合、または試験会場への移動が困難で受験者の生命・安全等の危険を伴う状況 ( 自然災害、戦争、国家非常事態等 ) が認められる場合。

上記の場合、筆記試験開催予定日より1ヶ月以内に、受験者は受験申込した試験会場に対して ( オンライン登録の場合はインスティトゥト・セルバンテスの試験ポータルサイト<https://cau.cervantes.es>にて ) 書面で自己の真正な全個人データを通知して返金または試験日程の変更を申請すべきものとする。当該申請期間が経過した場合、受験者は受験料の返金及び受験月の変更を受ける権利を失うものとする。

**8.試験月、試験会場、試験レベルの変更について:** 試験申込期間の経過後の変更は一切認めない。また、いかなる理由をもってしても、申込期間が終了した試験への申込は受け付けない。

試験月、試験会場、試験レベルの変更があっても、契約解除の期間は変更されず、当該期間は変更前の受験料支払の日から14日以内である。

受験者は期間内に書面にて、個人情報と受験番号を記載の上、申込をした試験運営センターに対して変更の申請を行わなければならない。正しい情報と申請が確実に運営センターに申し出るのは受験者の責務とする。

インスティトゥト・セルバンテスは、正当かつ重大な特別の事情があり、かつ適切な証明資料が提出された場合に限り、その裁量により、例外的に試験申込み内容の変更を認めることができる。この場合、既納の受験料の返金は行わないものとするが、受験者は、当初の申込みと同一の試験会場において、試験月の変更を求めることができる。当該変更を希望する受験者は、当該試験の筆記試験実施日から15日以内に、インスティトゥト・セルバンテスが定める手続に従い、所定の証明書類を提出しなければならない。

変更の申請につき、受験者には追加の料金がかからないものとする。但し変更に伴い、変更後の受験料が支払額より高い場合には、受験者は差額を直ちに支払うべきものとする。変更後の受験料が支払額より安い場合には、受験者に対する差額の返金は行わないものとする。

受験料を支払い、申込が完了した後、受験者は下記条件にて申込内容の変更の申請をすることが可能である。

A.インスティトゥト・セルバンテス試験ポータルサイトより、DELE試験 ( A1、A2、A2-NA、B1、B2、C1、C2 ) にオンライン申込をして、試験会場がスペイン国内である場合 :

1. 試験会場、試験日、試験レベルの変更 : 申込をした試験が申込期間中であり、かつ変更を申請した時点で変更後の試験も申込期間中であり、受験者数に空きがある場合は、受験者は試験日、試験会場、試験レベルの変更を申請することができる。

他国の試験会場への変更は認められず、インスティトゥト・セルバンテス試験ポータルサイトにない試験への試験レベル変更は認めないものとする。

B.試験運営センターでのDELE試験申込の場合 :

1.試験会場の変更 : 試験申込が完了した後の試験会場の変更はできないものとする。

2.試験月、試験レベルの変更 : 申込をした試験が申込期間中であり、かつ変更を申請した時点で変更後の試験も申込期間中

あり、受験者数に空きがある場合に限り、試験月、試験レベルの変更を申請することが出来る。

受験者が変更を申請した試験レベルが支払った受験料よりも高い場合は、受験料差額を支払った時から変更の申請ができるものとする。また、変更申請された試験レベルの受験料が申し込レベルより安い場合は差額の返金は行わないものとする。

DELEジュニア・ユースに関しては、スペイン国内の試験会場へ申込をした場合は、通常のDELE試験への変更は認めない。

**9.試験の開催：**試験申込は必ず特定の試験会場の選択をせねばならず、受験者は選択した試験会場の指定された会場の場所と試験月の日程でのみ受験資格を持つものとする。

受験者は試験運営センターより指定された時間と場所に以下のものを持参し集合しなければならない：

①試験運営センターより配布された申込の確認書。(オンラインで申込をした場合は、システムから配信される申込の確認メール。)

②試験申込時に提出したパスポートなどの公的写真付き身分証明書。EU市民の受験者は、これらの文書を、各々の出身国の身分証明書の原本で置き換えることができる。ただし、受験者が身分証明書の原本を提出できない場合には正当な理由を要する。

③試験運営センターから配布された筆記試験および口頭試験の試験会場、日時が記載された受験票。

試験月を選択し支払われた受験料は、当該特定の試験1回にのみ有効である。

上記要綱7で示されたような申し込み無効に該当する場合以外、指定された場所、時間に出頭せず試験を受けなかった場合、返金及び他月での試験変更の権利は持たない。

**10.不適切な行動：**受験者は、特に以下の点について、試験スタッフの指示に従う義務を有する：

- 試験会場での携帯電話や電子機器の所持および使用。
- 不正行為および詐術行為(カンニング、他の受験者とのコミュニケーション、なりすましなど)。

試験の実施中に、受験者が不適切な行動により試験センターから除外または退去させられた場合、またはその後採点の際に不適切な行動が検出された場合、受験者は受験した試験の採点権利を喪失する。

不適切な行動とは、受験者が自身や他の受験者が、不当に正当でない形で利益を受けたり損害を被ったりする可能性のある行為全般を指す。これは、試験センター試験官の審査員または試験の採点者の判断に委ねられる。

**11.試験結果：**試験結果の基準や採点方法に関する詳細な情報はインスティトゥ・セルバンテス試験ポータルサイトのDELE試験ガイドラインにて記載する。

またインスティトゥ・セルバンテスは、公式ポータルサイト <https://examenes.cervantes.es/>にて、試験を受験した受験者全

員に対して試験結果を通知する。

受験者は事前に上記サイトへ登録し、各受験者のための個別のページにおいて合格(APTO)、不合格(NO APTO)、不参加(NO PRESENTADO)、判定不可(NO CALIFICADO)が記載された試験結果通知票をダウンロードすることができる。ダウンロードした試験結果通知票にはインスティトゥ・セルバンテスが電子署名し、認証コード(Secure Verification Code、以下「CSV」という)が付されるため、証明書としての証明能力を有する。

試験結果が合格(APTO)である場合、合格認定証書が発行される。

試験の各科目の部分的な結果は、別の試験のために保存されない。受験者が不合格(NO APTO)になった場合、たとえ一部の試験科目に合格していたとしても、次の試験では全科目を再度受験しなければならない。

**12.試験結果の見直し：**受験者は、インスティトゥ・セルバンテス試験ポータルサイトの個人のページ(受験者自ら事前登録を行う必要がある)にある書式を使用して1回に限り試験結果の見直しを請求できるものとする。

インスティトゥ・セルバンテスは、1回の見直しにつき、割引前の試験料総額の60%に相当する金額をユーロで請求する権利を有する。但し、受験者の成績が大幅に変更された場合(例えば、不合格(NO APTO)が合格(APTO)に変更、或いは二つのレベルの同時受験の場合に上のレベルへの合格(APTO)に変更する場合)当該手数料は受験者に払い戻される。

なお、試験結果の掲載期間内の確認及び試験結果の見直しの請求は受験者の責務であり、ゆえに試験の見直しの請求は規定された期間内のみ請求できるものとする。また、各試験科目の開示、返却、複写の請求は受け付けない。

DELE試験結果の見直し請求に関する詳細な情報は、インスティトゥ・セルバンテスのDELE試験ポータルサイトの該当箇所に掲載する。

**13.異議申し立て：**全ての受験者はインスティトゥ・セルバンテスの電子サイト <https://sede.cervantes.gob.es>により、必要と認めたいかなる異議申し立てをもインスティトゥ・セルバンテスに対して申し立てる権利を有する。

**14.DELE電子合格証明書：**DELE試験で合格(APTO)を取得した受験者には、デジタル形式の公的電子証明書が発行される。試験結果通知票と同様、受験者はインスティトゥ・セルバンテスのDELE試験ポータルサイトの個人のページからDELE電子合格証明書をダウンロードすることができる。

DELE電子合格証明書は、インスティトゥ・セルバンテスの電子証印が電子署名し、真正性を確認するための認証コード(CSV)が付される。

**15.知的所有権：**受験者に提供された(手渡し、郵送、その他手段を問わず)DELE試験に関する全ての資料等の知的財産権、産業財産、経済的権利はインスティトゥ・セルバンテスに帰属するものである。第三者に帰属するものがある場合、随時明記される。よって、前記の権利を侵害するいかなる行為も、あらゆる法的措置により訴追の対象とする。

**16. プライバシーの権利及び個人情報の保護について：**個人情報の保護に関する現行法に従い、提供された個人情報は、インスティトゥト・セルバンテス（所在地）の責任において管理されることをここで通知したものとす。

また、インスティトゥト・セルバンテスの個人情報保護担当に対して（[dpd@cervantes.es](mailto:dpd@cervantes.es)）にて連絡できるものとする。当該データの取扱いの目的は、受験者の受験登録を管理し、試験に関連するすべての手続きを実施することを目的とする。従って、インスティトゥト・セルバンテスでは、法的義務の遵守および受験者本人から申請されたサービスの提供を基本として、個人情報が取り扱われるものとする。

一方、試験のプロセスの一環として、また、試験の品質の管理、不正行為の防止、苦情への対応と管理のため、インスティトゥト・セルバンテスでは、受験者の画像、動画、音、または音声、を、組織的または無作為に撮影する可能性があることをここで通知したものとす。

いかなる場合においても、これらの情報は、関係者本人のプライバシーの権利と自己の肖像権等の権利を尊重し、撮影されるものとする。インスティトゥト・セルバンテスは、これらの情報の収集、使用、利用におけるすべての知的および産業上の権利を留保する。

受験者の個人情報は、法的義務がある場合を除き、第三者に提供されることはなく、所定の目的を達成するために必要な期間保管されるものとする。国際的な移転が必要な場合には、現行の法令等が定める保証等に従って行われるものとする。

現行法で認められている個人情報に対する権利の行使は、メールアドレス「[rgpd@cervantes.es](mailto:rgpd@cervantes.es)」への電子メールにより、またはインスティトゥト・セルバンテス（所在地：Calle de Alcalá no.49, 28014 Madrid (スペイン)）への郵送により、またはマドリードの当該所在地にあるインスティトゥト・セルバンテスの登録受付窓口への直接出頭によりこれを行使することができるものとする。

インスティトゥト・セルバンテスによるプライバシーの権利および個人情報の保護方針の詳細については、[https://www.cervantes.es/aviso\\_legal.htm](https://www.cervantes.es/aviso_legal.htm) にてご確認することができる。

**17. 適用法・司法管轄：**受験者とインスティトゥト・セルバンテスの間に発生した一切の紛争はスペイン国法を適用法として解決されるべきものとする。従って、両者は自己に適用され得るいかなる裁判管轄権をも放棄し、スペイン国のマドリードの裁判所の管轄に従うものとする。

**18. DELE A2-NA試験の登録について：**当該試験はスペイン国内で受験する非識字者であって、居住条件によってスペインの国籍の取得を希望する人を対象とする試験である。DELE A2-NA試験の登録には、スペイン国法務省が発行する書面による許可・免除書が必要であり、試験の受験登録時に当該許可・免除書を添付しなければならない。DELE A2-NAを合格してもDELE試験の合格証明書は発行されず、成績証明書のみが発行される。

**重要：**DELE試験申込を行う受験者は、本書の試験要領ならびに受験資格及び条件を承諾し、証書取得の手続きに際して求め

られた必要な身分証明書類等を提出することを約定・承認したものと見なす。

DELE試験に関するさらに詳しい情報は<https://examen.es.cervantes.es/dele/>にてご確認することができます。